

令和5年2月
滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会

会 議 録

令和5年2月7日 開会

令和5年2月7日 閉会

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会

令和5年2月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

目次

○会議録 [2月7日 (火)]

出席議員の番号氏名	1
欠席議員の番号氏名	1
会議に出席した者の職氏名	1
議事日程	2
会議に付した事件	2
開会	3
諸般の報告	3
日程第1 議席の指定	3
日程第2 会議録署名議員の指名	3
日程第3 会期の決定	3
日程第4 議長の選挙	4
日程第5 滋賀県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について	5
日程第6 報告第1号 (地方自治法第180条議会の委任による専決処分について)	7
日程第7 発議第1号 (滋賀県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について)	7
日程第8 議案第1号から議案第7号まで一括議題 (専決処分につき承認を求めることについて(滋賀県後期高齢者医療広域連合会計 年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例)他6件)	8
閉会	13

令和5年2月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

令和5年2月7日

開会 午後2時56分

閉会 午後3時19分

令和5年2月 滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会 会議録

招集年月日 令和5年2月7日（火曜日）

招集場所 広域連合議会議場（大津市民会館 2階 小ホール）

会議に出席した議員（16名）

1番	佐藤健司	2番	和田裕行
3番	浅見宣義	4番	小西理
5番	橋川涉	7番	竹村健
8番	岩永裕貴	9番	栢木進
10番	生田邦夫	11番	福井正明
12番	小椋正清	13番	平尾道雄
15番	西田秀治	16番	有村国知
18番	野瀬喜久男	19番	久保久良

会議に欠席した議員（3名）

6番	川那辺守雄	14番	堀江和博
17番	中島政幸		

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	宮本和宏	副広域連合長	伊藤定勉
副広域連合長	仁科芳昭	会計管理者	奥野貫
事務局次長	山田裕子	総務企画課長	池田征史
業務課長	磯口みのり	業務課副参事	池田奈美

職務のため出席した者の職氏名

書記	米倉崇之	書記	日江井達郎
----	------	----	-------

議事日程

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 議長の選挙
- 第5 滋賀県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
- 第6 報告第1号
(地方自治法第180条議会の委任による専決処分について)
- 第7 発議第1号
(滋賀県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について)
- 第8 議案第1号から議案第7号まで
(専決処分につき承認を求めることについて(滋賀県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例)他6件)

会議に付した事件

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 議長の選挙
- 第5 滋賀県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
- 第6 報告第1号
(地方自治法第180条議会の委任による専決処分について)
- 第7 発議第1号
(滋賀県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について)
- 第8 議案第1号から議案第7号まで
(専決処分につき承認を求めることについて(滋賀県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例)他6件)

議事の経過

開会 午後 2 時 5 6 分

(開会 開議)

○副議長（西田秀治君） ただいまから、令和 5 年 2 月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

なお、現在、議長が欠員であるため、副議長である私、西田が議事を進めさせていただきます。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に先立ち諸般の報告をいたします。

本日の出席議員は 16 名、欠席議員は 3 名。欠席議員は、川那辺守雄議員、堀江和博議員、中島政幸議員であります。

次に、本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程のとおりでございます。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職・氏名は、お手元に配付いたしております文書のとおりでございますので、ご了承を願います。

これより日程に入ります。

(日程第 1)

○副議長（西田秀治君） 日程第 1、議席の指定を行います。今回当選されました議員の議席番号は、滋賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第 5 条第 2 項の規定により、指定いたします。

竹村健議員は、7 番に指定いたします。

(日程第 2)

○副議長（西田秀治君） 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 9 7 条の規定により、19 番 久保久良議員、2 番 和田裕行議員を指名いたします。

(日程第 3)

○副議長（西田秀治君） 日程第 3、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日 1 日間にしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(西田秀治君) 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

(日程第4)

○副議長(西田秀治君) 日程第4、これより議長の選挙を行います。お諮りをいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法により行いたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(西田秀治君) 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りをいたします。

指名の方法につきましては、本職において指名することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(西田秀治君) 異議なしと認めます。よって、本職において指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。議長に、岩永裕貴議員を指名いたします。

お諮りをいたします。

ただいま指名いたしました岩永裕貴議員を議長の当選人と定めることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(西田秀治君) 異議なしと認めます。

よって、岩永裕貴議員が、議長に当選されました。

岩永裕貴議員が議場におられますので、本職から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

岩永議員、登壇して、ごあいさつをお願いいたします。

○議長(岩永裕貴君)

ただいま、議員各位のご推挙をいただき、議長に選任をいただきました、甲賀市岩永でございます。

ますます、少子高齢化が急速に進み、本格的な人生100年時代を迎えております。被保険者の皆様方が安心をして必要な医療を受けていただくことができるよう後期高齢者医療制度の安定的な運営が求められている中、議長という重責をお預かりする、その責任の重さを痛感をいたしております。

この上は、滋賀県後期高齢者医療広域連合議会の円滑かつ活発な運営に努めてまいり所存でございます。皆様方のご協力を賜りますようお願いを申し上げ、就任のあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

○副議長（西田秀治君） ありがとうございます。

議長が決定いたしましたので、議長席を交代いたします。

（議長 交代）

（午後3時00分 休憩）

（午後3時01分 再開）

○議長（岩永裕貴君） それでは、再開をいたします。

ただいまから、議長として議会運営に務めさせていただきます。どうぞよろしく願いを申し上げます。

（日程第5）

○議長（岩永裕貴君） 日程第5、滋賀県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

この選挙は、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により行うものであります。

お諮りをいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岩永裕貴君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選とすることに決定をいたしました。

お諮りをいたします。

指名の方法につきましては、本職において指名することとしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本職において指名することに決定をいたしました。それでは、指名をいたします。

滋賀県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員に、北井征暁さん、鶴房繁和さん、田中栄一さん、河崎顯了さん、以上の方を指名いたします。

お諮りをいたします。

ただいま指名いたしました方を滋賀県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名をいたしました、北井征暁さん、鶴房繁和さん、田中栄一さん、河崎顯了さん、以上4名の方が滋賀県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員に当選をされました。

次に、滋賀県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員補充員につきましては、第1順位 廣田綾子さん、第2順位 馬場敏一さん、第3順位 土川義一さん、第4順位 奥野友一さん、以上の方を指名いたします。

お諮りをいたします。

ただいま指名いたしました方を滋賀県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名をいたしました、第1順位 廣田綾子さん、第2順位 馬場敏一

さん、第3順位 土川義一さん、第4順位 奥野友一さん、以上4名の方が滋賀県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員補充員に当選をされました。

ただいま当選をされました8名の方には、会議規則第33条第2項の規定により、本職からそれぞれ文書により当選の告知をすることといたします。

(日程第6)

○議長(岩永裕貴君) 日程第6、広域連合長から報告第1号「地方自治法第180条議会の委任による専決処分について」が議会に提出されました。報告書については、議席に配付しておりますとおりですので、ご了承願います。

(日程第7)

○議長(岩永裕貴君) 日程第7、発議第1号「滋賀県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」を議題といたします。

それでは、提出者から提案理由の説明を求めます。なお、発言につきましては全て自席にてお願いをいたします。

○1番(佐藤健司君) はい、議長。

○議長(岩永裕貴君) はい、1番 佐藤健司議員。

○1番(佐藤健司君) 発議第1号の「滋賀県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例」の制定についてご説明いたします。

本案につきましては、議会が保有する個人情報の適切な取り扱いを確保するため、議会独自に、個人情報の取り扱いにかかる条例を制定するものでありまして、これまでの運用を基本として、制定するものでございます。

条例制定の主な内容につきましては、「目的」をはじめ、「議会の責務」、「個人情報の取扱いにかかる規律」などを定めるとともに、施行期日は令和5年4月1日からとするものでございます。

以上が、発議第1号の提案理由でございます。

なお、本提案につきましては、広域連合議会会議規則第15条の規定により甲良町議会選出の野瀬喜久男議員のご賛同をいただきまして提案をいたします。何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

○議長(岩永裕貴君) 提案理由の説明が終わりました。

まず、発議第1号に対する通告による質疑はございません。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。発議第1号に対する通告による討論はございません。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りをいたします。

発議第1号「滋賀県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報保護に関する条例の制定について」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長(岩永裕貴君) ご着席ください。起立全員であります。よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

(日程第8)

○議長(岩永裕貴君) 日程第8、議案第1号から議案第7号までを一括議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

○広域連合長(宮本和宏君) はい、議長。

○議長(岩永裕貴君) はい、広域連合長。

○広域連合長(宮本和宏君) 本日、議員の皆様のご参集のもと、令和5年2月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会し、諸案件の審議をお願いすることに当たりまして、その概要を説明いたしますとともに、諸般の報告をさせていただきます。

まず、後期高齢者医療につきまして、当広域連合における「医療費の動向」について申し上げます。被保険者数は、令和4年12月末現在、19万4,614人となっております。制度開始から約6万1,000人余り増加をしておりますが、昨年4月以降の期間に限定いたしますと、人数で約4,700人が増加し、率にして約2.5%の伸びとなっております。被保険者数の大幅な増加は、団塊の世代が徐々に年齢到達していることが主な理由でありまして、団塊の世代の加入が今後2年程度は続くため、この間は、被保険者数が急激に増える見込みでございます。

これに伴いまして、今年度の医療給付費全体につきましては、実績が分かっている昨年3月分から11月分までの範囲ではございますが、令和3年度の同じ期間と比べまして約

5. 3%増となっております。これにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で減少しておりました受診状況が回復したことのほか、先ほど申し上げました被保険者数の増加が要因であると考えております。

それでは、今議会に提出をいたしております議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案第1号は、滋賀県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、昨年12月28日付で行いました専決処分につきまして、議会の承認を求めるものでございます。本件に関する主な改正内容は次の2点でございます。

1点目は、会計年度任用職員が、滋賀県市町村職員共済組合及び一般財団法人滋賀県市町村職員互助会に加入することとなったため、所要の改正を行ったものでございます。

2点目は、滋賀県人事委員会勧告及び滋賀県職員の取扱いに準じまして、会計年度任用職員の期末手当の支給割合を変更する改正を行ったものでございます。

議案第2号は、滋賀県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてでございます。

本件につきましては、これまで、滋賀県後期高齢者医療広域連合の個人情報保護制度については、平成19年に制定いたしました「滋賀県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例」によりまして運用してきたところでございますが、令和3年5月に公布をされました「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」によりまして、「個人情報の保護に関する法律」が改正され、本広域連合においては、令和5年4月1日から、統一的な規律が適用されることになるため、これに対応するよう、現行条例を廃止をし、法の施行にあたり必要な事項を定めるよう、新たに「滋賀県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定するものでございます。

次に、議案第3号及び第4号は、令和4年度の当広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計の補正予算でございます。

議案第3号の一般会計補正予算につきましては、各事業につきまして、今年度ここまでの執行状況と今後の執行見込に合わせまして、1,566万8千円を減額するものでございます。

議案第4号の後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、保健事業を始めとす

る各事業につきまして、今年度ここまでの執行状況と今後の執行見込に合わせまして、2億7,724万4千円を減額するものでございます。

次に、議案第5号及び議案第6号は、令和5年度当初予算でございます。

議案第5号の一般会計では、歳入歳出総額が1億9,178万4千円であり、次期保健事業実施計画の策定や、会計年度任用職員の給与、派遣職員に係ります負担金などに必要な経費を見込むため、令和4年度と比べまして862万8千円、4.7%の増としております。このほか、主な内容といたしましては、地域の特性を生かした健康づくり事業への財政支援や、市町に交付いたします保険者努力制度交付金につきまして計上してまいりまして、引き続き、市町と協力して事業を推進してまいりたいと考えております。

次に、議案第6号の特別会計につきましては、歳入歳出総額を1,794億6,752万3千円で、令和4年度と比べまして84億9,269万2千円、5.0%の増を見込んでおります。

特別会計の大半を占めます保険給付事業につきましては、被保険者数や一人当たり医療給付費の伸びを勘案いたしまして1,774億2万8千円を計上し、対前年度比5.0%増を見込んでおります。

また、来年度は、保険給付事務に必要であります電算処理システムの更改を行うため、電算システム管理費として、4億2,566万6千円を見込んでおります。

なお、本電算処理システムの更改につきましては、先ほどの全員協議会で様々ご意見も賜りました。このご意見、また議論を踏まえまして、全国協議会、また全国市長会等を通じまして、調査、また国等へのしっかりとした働きかけを行ってまいりたいと考えております。

また、保健事業では、高齢者の保健事業と介護予防とを一体的に実施する事業に要する費用として約4億9,764万円を計上してまいりまして、市町との連携をさらに深め、着実に事業が実施されますよう取り組んでまいります。

なお、医療費の適正化に関する事業につきましても引き続き取り組み、後期高齢者医療制度の適正な運営に努めてまいります。

最後に議案第7号は、広域連合公平委員会の中野和美委員が、令和5年3月31日で任期満了となるのに伴いまして、引き続き公平委員会委員として選任することにつきまして

て議会の同意をお願いするものでございます。

以上、7件の議案につきまして、ご審議いただきますようお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。議員各位におかれましては、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（岩永裕貴君） 提案理由の説明が終わりました。

まず、議案第1号に対する通告による質疑はございません。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第1号に対する通告による討論はございません。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りをいたします。

議案第1号「専決処分につき承認を求めることについて」は、原案のとおり承認することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長（岩永裕貴君） ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第1号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第2号に対する通告による質疑はございません。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第2号に対する通告による討論はございません。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りをいたします。

議案第2号「滋賀県後期高齢者医療広域連合個人情報保護に関する法律施行条例の制定について」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長（岩永裕貴君） ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号に対する通告による質疑はございません。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第3号に対する通告による討論はございません。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りをいたします。

議案第3号「令和4年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長（岩永裕貴君） ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号に対する通告による質疑はございません。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第4号に対する通告による討論はございません。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りをいたします。

議案第4号「令和4年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長（岩永裕貴君） ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号に対する通告による質疑はございません。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第5号に対する通告による討論はございません。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りをいたします。

議案第5号「令和5年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長（岩永裕貴君） ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号に対する通告による質疑はございません。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第6号に対する通告による討論はございません。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りをいたします。

議案第6号「令和5年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立多数)

○議長（岩永裕貴君） ご着席ください。起立多数であります。よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号に対する通告による質疑はございません。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第7号に対する通告による討論はございません。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りをいたします。

議案第7号「滋賀県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて」は、原案のとおり同意することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長（岩永裕貴君） ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第7号は、原案のとおり同意することに決しました。

以上をもちまして本日の議事日程は、すべて終了をいたしました。

これをもって令和5年2月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午後3時19分

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第97条の規定により下記に署名する。

令和5年2月7日

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議長 岩永裕貴

署名議員 久保久良

署名議員 和田裕行